

第1回岩見沢市子ども・子育て会議
ヤングケアラーに関する専門部会議事録

日時 令和4年6月8日（水）18:00～19:40

場所 であえーる岩見沢4階 会議室1

1 開 会

2 開催趣旨ほか

3 部会長の指名

4 議 事

(1) ヤングケアラーの実態把握について

(2) 岩見沢市の取組みについて

- ① 相談支援体制
- ② 認知度を高めるための普及啓発
- ③ アウトリーチ的な具体的な支援策

5 その他

6 閉 会

事務局	1 開会（18:00）
事務局	<p>2 開催趣旨ほか</p> <p>次第の2 開催要旨ほか について、第1回専門部会の開催要旨と会議スケジュールについて、ご説明いたします。</p> <p>まずは、四角のひとつ目ですが、記載のとおり、岩見沢市は、第2期岩見沢市子ども・子育てプランに位置付けした児童虐待防止ならびに子どもの貧困対策に関する施策の一つとして、令和4年度よりヤングケアラーへの支援を目的に、新たに専門部会を設置し、その円滑な進行に取り組むこととしています。</p> <p>つきましては、本専門部会では、今後のヤングケアラー支援へ向けた支援策等について協議していただければと思います。</p> <p>四角のふたつ目、専門部会の構成についてです。</p> <p>編成にあたっては、岩見沢市子ども・子育て会議の委員4名に加え、特別委員として学識経験者を1名、また教育や児童福祉の現場に精通する関係者4名を助言者として選出し、計9名による構成としております。</p> <p>四角のみつつ目とよつつ目、開催スケジュールについてですが、1回目を本日</p>

	<p>6月8日に、2回目を10月頃に、本日と同じくこちらの会議室1にて開催する予定としております。</p> <p>本日は議事について事務局より説明させていただき、設置後初回の専門部会ということになりますので、委員の皆さまから様々なご意見をいただきたいと考えております。</p>
事務局	<p>開催趣旨ほか について何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>ないようですので、部会長より、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
部会長	<p>今回のヤングケアラーの問題は、わかりやすそうで意外とわかりにくく、誤解をもたれやすい。ようやく市の政策に少し年齢の高い子ども達の支援を考えるテーマとして、大切だと思っている。皆さんで学び、皆さんからの知恵をお借りし、市の政策に活かすことができればと思う。</p>
事務局	<p>議事に入りたいと思いますので、ここからの進行は、部会長よりお願いいたします。</p>
部会長	<p>(1) ヤングケアラーの実態把握について 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1) ヤングケアラーの実態把握について</p> <p>令和3年度と令和4年度に市内小中学校及び緑陵高校において実施したヤングケアラーの実態調査の結果をまとめたものです。</p> <p>上が令和3年度、下が令和4年度となっております。継続した案件については網掛けとなっております。</p> <p>昨年度と今年度に共通の傾向としましては、必要書類の未提出等の生活態度に問題があることが多く、ケアの状況としてはきょうだいの世話をしている事例が最も多くなっております。</p> <p>令和3年度から4年度に継続しなかった案件については、市外転出を除いて、学校生活の状況が安定している等によりヤングケアラー事案としては終結しているとの回答でございました。</p> <p>前年度に北海道が実施した調査によると、中学2年生の3.9%、高校2年生の3.0%がヤングケアラーという結果でしたが、こちらには幅広く家事手伝い等をしているだけの場合も含まれているとのことでした。</p> <p>なお、岩見沢市の18人は全体の約0.3%にあたります。</p>
委員B	<p>(市内調査結果に対して) 学校生活が安定したから、ヤングケアラーの要件を満たさないという判断なのか。</p> <p>国の考えているヤングケアラーの定義は、いじめと同じで、広くとってなるべく不安な事案を逃さないという目的なので、ヤングケアラーも同様、勝手な定義にすると、比較対象ができなくなってしまう。国の定義あるいは北海道の調査と同じ定義で調査しないと、今回の調査結果0.3%は把握しきれっていないだけで、岩見沢市だけが少ないと考えるのは良くない。</p>
委員A	<p>学校から見えない部分も、ヤングケアラーの深刻な問題でもある。学校だけの</p>

	適用だけで考えるのは、リスクがある。上手くやれているから大丈夫というのは、結構危険で、見落としにつながる。
事務局	継続かそうでないかは、あくまで先生から見て判断したという調査になります。
委員B	ヤングケアラー終結の基準・決定については、学校生活が安定したから終結にして良いとは言えないのではないかと。実際に、学校でのパフォーマンスは良くても、家では相当色々やらされている例もある。 どこで終結しても良いか、ということも考えていかなければならない。
委員E	岩見沢市の小中高の学校数と生徒の数字を知りたい。
事務局	小学校14校、中学校9校、市立高校1校（道立はその他に3校）。小学校生徒数3,308人、中学校生徒数1,761人、高校559人の合計5,628人になります。
委員E	市立以外の道立高校の学生も含めていくのか。
事務局	岩見沢市にある道立高校の学生も支援の対象と考えています。
委員B	教育支援センターは、市内の高校に通うか市内に住民票があれば対応しているが、それと同じ対応という認識でよいか。
事務局	その通りです。
助言者A	調査の数字はおそらく少ないという印象で、やはり把握しきれていないと思う。末端から気付けるよう自前の研修等で意識を改革、更新していく必要を感じる。
助言者B	いじめの調査は、年2回とかなり頻繁に生徒個人を対象に行っていて回収している。いじめの調査同様に、本人を対象とした調査があっても良いのではないかと感じる。
助言者C	ヤングケアラーという言葉が最近聞くようになったこともあり、デートDVと同じように当事者が気付いていないと思う。SOSを出さないといけないという認識がないのではと思う。
助言者D	お手伝いなのか、担っているのか、境目が難しいと思う。本人からも、判断が難しいのかなと思う。
委員D	自分でヤングケアラーと気付いていないと思う。ヤングケアラーも当たり前と思って過ごしている子どもがたくさんいると思うので、大人が一步踏み込んで気付かせることが大事。 ヤングケアラーなのか虐待なのか、境目がわからないことがある。
委員A	境目が気になるが、実際には重なっている。分けようとするのが、難しくしてしまっている。専門家で細分化すると、こういったことが起きてしまう。
委員C	虐待は児童相談所が仕切って進めるという形が明確になっているが、ヤングケアラーはどういう手順で支援していくのか、終結はどうなるのか等扱いが課題と感じる。

委員B	<p>ヤングケアラーは、ほとんど虐待だと思っている。</p> <p>小児科的な視点で言うと、子どもに子どもの世話をさせるのは、何かあった時にその子どもの心に大きな傷を負わせてしまう。</p> <p>しっかりとした受け皿を作ってからではないと、はっきりした啓蒙をやりきるのには難しいと感じる。どこに相談したらよいかわからない、ヤングケアラー心配、という人をたくさん作ってもしようがない。</p>
委員A	<p>どういった支援の手を差し伸べるか、どんな方策をたてるのか、まで考えないと、ヤングケアラーという名前だけの流行で終わってしまう危険もある。</p>
委員E	<p>本人が気付きにくい問題と皆さんからも指摘があったが、周りの大人も気付きにくい。相談先を知っても、相談するというハードル、そして相談をしてもちゃんと上手くいくのかというハードルがあると思う。</p> <p>市内の4%をヤングケアラーとしたら、220人ぐらいになる。</p>
部会長	<p>(2) 岩見沢市の取組みについて について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、(2) 岩見沢市の取組みについて、ご説明いたします。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>岩見沢市の相談支援体制について、組織図をもとにご説明いたします。</p> <p>本体制図は、ヤングケアラーを含めた虐待通報等に関する対応をまとめたものです。</p> <p>関係機関や一般市民が虐待の疑いがあると思われた場合、児童相談所への通報が最も多いですが、市の相談窓口である子育て総合支援センターへ連絡いただいた場合は、受理会議を開催し、緊急性のある場合は、児童相談所や警察へ連絡を取ります。</p> <p>また、緊急性がない場合でも児童相談所と情報を共有するため、情報提供等を必要に応じて行っています。</p> <p>児童福祉法で定める要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を開催し、そこでヤングケアラー世帯に対してヘルパーの派遣が必要と認められた場合、特別育児支援ヘルパーの派遣へとつながっていきます。</p> <p>個別ケース検討会議では、必要に応じて参集範囲を決定しておりますが、児童相談所のほか、子どもの状況をよく知る学校の先生や幼稚園保育園の先生、市の保健師や医師などをお呼びして情報の共有に努めています。</p> <p>特別育児支援ヘルパーの概要につきましては、資料最後にチラシを添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>支援の対象は、ヤングケアラーがいる家庭です。</p> <p>支援の内容は、家事支援、育児支援、家族の送迎のほか相談支援や支援策等の情報提供となっています。</p> <p>委託料が1時間当たり3,800円とありますが、利用家庭の負担はありません。また、原則1日1回2時間を上限としております。</p>

派遣回数、派遣期間は、推進会議において決定することとしております。

もともと、特別育児支援ヘルパー制度がありましたが、ヤングケアラーの概念も包括し、使えるよう制度を変更しています。

②認知度を高める普及啓発について、ご説明いたします。

まず、北海道より他市参考事例ということで、本年4月に8つの事例が出ておりますので、今回は初回の専門部会でもありますので、改めてヤングケアラーについて知っていただくために、いくつか事例紹介をさせていただきます。

まず1番目ですが、母親が亡くなったことで、祖父と子どもの二人世帯になっている事例になります。親の代わりでもある祖父については、脚が不自由で、階段もスムーズに上り下りができず、飲酒量も多く食事をあまりとっていない等、通院もしておらず、祖父自身の健康状態が心配な状況になっております。また食事は祖父が作っているようですが、子どもが手作り料理を食べたいとの希望があることから、推測ですが、インスタントのものも多いのかもしれません。料理以外の洗濯等の家事は子どもが負担していることもあり、家に帰りがたらない等の問題が生じている事例です。

続いて、2番目ですが、母親と子ども2人の母子家庭の事例です。母親は父親の死後に精神疾患を患い、昼夜逆転の生活。弟は、特別支援学級に通っています。食事については、母親が作ることもあり、家事全てを担っている訳ではありませんが、母親が一人で外出できないこともあり、母親の通院や弟の通学に付き添いをするのが度々あり、また母親の状態が心配ということもあって、子どもが不登校傾向になってしまっているという事例です。

最後に、7番目の事例です。今説明した2つについては、それぞれ祖父、母親という片親の状況でしたが、今回は両親のいる5人世帯になります。成人の長男をいれて子どもが3人いますので、精神疾患の母親に代わり、それぞれ自分で分担しながら家事を行っており、学校への相談で発覚したという事例で、当市の事例にもありましたが、片親だけではなく、両親がいる場合であっても、ヤングケアラーになってしまうという事例になります。

あくまで8つという一部の事例ですが、そのうちの7つは学校関係者が発見しているということで、やはり子どもの様子を学校で見ていることが、発見の契機になっていると思われます。また、子ども自身がヤングケアラーだと認識していないという事例も多くあります。

参考事例にもありましたように、子ども自身が認識していない実態もあることから、周知啓発がまずは重要と認識しております。資料として、厚生労働省が出しているものを添付しております。市としても、今後こういったポスターやチラシ等の配布、または広報誌等を活用し、周知活動に取り組む必要があると考えております。案としてですが、厚生労働省からポスターやリーフレットを提供してもらい、市の啓発案内とセットにして、学校等への配布も一つの方法と考えております。また、今年度は、教員等を対象にした研修会を実施し、更なる周知啓発

	<p>に取り組む予定です。</p> <p>最後に、北海道教育委員会が教職員研修資料として「支援が必要なヤングケアラーに気づくために」ということで、ガイドライン案と、アセスメントシートが出されております。本日、学校現場の先生方もいらっしゃいますが、見たことありますでしょうか。</p> <p>アセスメントシートは自治体によって適宜加工して使っても構わないとなっておりますので、市としても今後、学校等へ周知し、アセスメントシートを活用してもらえれば、ヤングケアラー発見の契機になったりと、支援策の一環になるのではないかと考えております</p> <p>続きまして、資料5では、国の施策について簡単にご説明いたします。</p> <p>資料5-1をご覧ください。</p> <p>令和3年度からの繰り越し予算にて、子どもを対象とした新たな家庭支援について予算措置されており、当市においては令和4年度当初予算にて、特別支援ヘルパー派遣費用について予算計上しております。</p> <p>資料5-2をご覧ください。</p> <p>こちらは、国において令和4年度当初予算に計上されている、ヤングケアラー支援体制強化事業になります。</p> <p>1枚めくっていただきまして、ヤングケアラー支援体制構築モデル事業がございますとおり（1）については、ヤングケアラー・コーディネーターの配置にかかる経費などが補助対象となっております。</p> <p>来年度以降の取組みについて検討を進めるうえで、こういった国の施策についても注視していきたいと考えているところです。</p> <p>いろいろと説明をさせていただきましたが、別紙としてヤングケアラーに関する事業についてまとめた一枚ものをお手元に配付させていただいております。</p> <p>現在、一番上のヘルパー派遣事業については、先ほど説明させていただいた通りです。令和4年度より事業を行っておりますが、現時点で利用の実績はございません。</p> <p>2番目の啓発チラシの配付、3番目の広報誌での啓発、4番目の研修会の実施については、内容や配付先などが決まっていないため、皆さまからの意見を取り入れていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>以上、議事（2）岩見沢市の取組みについてのご説明とさせていただきます。</p>
委員A	ヤングケアラーについて相談があった場合、資料（3）の体制でいくということか。
事務局	現体制で対応するとなると、資料（3）の通りになります。
委員A	今回の会議において、その体制はテーマになることか。
事務局	このままで良いのか、また違った形が良いのか、ご意見があればいただきたい。
委員A	今日の会議は、概説を聞いて各問題について議論していくのか。

事務局	今日の会議は、何かを決める会議ではありません。
委員A	このままだとあまり使い勝手の良い相談体制とは言えない。
委員B	子育て支援センターに何もかも集中して、家庭相談員が大変だと思う。現状でも既に大変なのに、パンクしてしまう。
委員A	<p>ヤングケアラーは、18歳で区切って大丈夫だろうか。大学生でも、小学生の頃からずっとヤングケアラーということで、見逃されているケースもある。</p> <p>入り口が色々あり、いろんな形で情報が入ってくるが、そこからどう動いていけるのか、制度の関係もあるので、何を目指していくのかにも関わってくる。</p>
委員B	<p>ヤングケアラーは国の事業でいうと、年齢制限はありとなっている。ただ、ヤングケアラーは引きこもりとも重複している場合等は、他の支援の網にかかっている場合もあるが、誰が一括してそういった網を引っ張るか、というのが重要になってくる。</p> <p>高齢者は往診ができるので把握できるが、若者は制度の問題もあり往診ができず、どこに相談すればよいかもわからず、なかなか実態を追うことが難しい。</p>
委員A	<p>ヤングケアラーというのは、見落としがちなAYA世代のケアについて、対象に入ってくるのは一つのメリット。</p> <p>学校では、先生方の関わりにより表に出やすいが、そういったことに関わっていない子どもが結構いる。制度上の難しさはあるが、ワンストップでアウトリーチできるような、体制ができれば。</p>
助言者B	(事業者向けチラシについて) ヤングケアラーのいる家庭を支援と書いてあるが、ヤングケアラーを支援ではなく、要ケア者を支援しなければならない。ヤングケアラーをケアするだけでは、問題解決はできない。このチラシのこの書き方だと、ヤングケアラーの自分がケアされるためのものではない印象を受ける。
委員A	虐待も同様であり、子どもを守るではなく、家族を守っていかなければならない。
委員B	父親、母親に支援が必要であれば、そっちの方が早いし簡単だが、そうでなく支援の対象にならない場合は、ヤングケアラーとして支援するしかないということもある。
委員A	ヤングケアラーは子どもを助けようという言い方もあるが、それよりもむしろ支えられていない家族を見つけるのに、子どもが糸口になることがある。
委員E	家族に何が起きているのかを、広く色々な人が見て、使えるものを使っていくということ。
委員A	ヤングケアラーは、児童の保護だけではない。
事務局	ご意見の通り、ヤングケアラーの支援は児童だけではないので、ヤングケアラーのいる家庭としている。支援策は色々検討していくが、先延ばしになってしまうので、今年度から枠組みを作り、何かあった時に使えるということで、ヘルパーは対象を拡大している。
委員A	当事者の人が、手を上げやすい形をどう作っていくのかが、一番の課題。

委員C	<p>ヤングケアラーは、虐待の扱いに近いイメージ。</p> <p>虐待も当初、親に直接伝えるとまた子どもが不利益を被るかもしれないことから、トラブルを避けてどう伝えるかということもあったが、今は世間的にも虐待は浸透しており、児相、地域も虐待を伝えることに対してオープンになっている。ヤングケアラーということ伝えていかないと、家族全体の改善につながらないが、どう明確に伝えていくのか、やり方も作っていく必要がある。</p>
助言者B	<p>いじめでは、口だけで外傷がなければ、あまりいじめとして出てこなかったが、その後、いじめを見た、不快だった等、細かい例を出すと、かなりいじめが出てくるようになった。</p> <p>ヤングケアラーも、今後様々な事例を示せば、本人も手が上げやすくなるかもしれない。</p> <p>知らないことを知らせることが、まずは先なのかと思う。</p>
委員B	<p>虐待と同じ枠で扱うことができれば良いと思う。</p> <p>外で働く子どもは、児童福祉法に触れるのでダメだが、家の中で働く子どもにスポットライトがあたるようになったことは、エポックメイキングだと思う。</p> <p>お手伝いとこの区別が、一般の親にはわかりづらくなり、逆にお手伝いをさせない親が増えるのも大変だと思う。</p>
委員A	<p>昔は、ヤングケアラーは美談扱いだった。</p> <p>いじめもそうだが、目に見えないところで行われているので、叩いたら虐待等の目に見えるものの線引きが始まってしまうのは怖い。</p>
委員B	<p>例えば発達障害の子どもの成長に、お手伝いをして少しずつ自分の任務を増やすというのは非常に大事な養育の仕方。それがダメってなると困る。</p> <p>ヤングケアラーを教えるのは簡単だが、含んでいる問題はデリケートで、言葉だけが一人歩きしても困る。</p> <p>家庭の外での他人の生活はわからないので、普通だと思って過ごしてしまうので、性暴力や虐待は長く続いてしまう。ヤングケアラーもどこで、どう教えるか考えないと、突然、ガタガタと家族が崩れることになっても辛い。保健センターの業務が増えてしまうが、家族が家族の形をとり始めるときに、保護者に勉強してもらったのが一番良いのかなと思う。</p>
委員E	<p>誰に対して何をするかでいうと、子ども、親、学校も含めた関係者だと思うが、そこで一番にすべきことは、子どもにヤングケアラーを理解させ、自ら申し出をしないということではないと思う。それよりも周りにいる大人が、どう少しずつ手を出すか、自分の本分を超えて手を出し合えるか。ただ共通認識や知識が今はないので、皆手を引っ込めている状況だと思う。</p> <p>いろんな関係者に共通認識や、どう対応していくか話し合うようなところからだと思う。</p>
委員C	<p>家族は支えあっていくなかで、子どもも親のため、親も申し訳ないけど助けて</p>

	もらわないと成り立たない、という面があり、人情的に責められないケースもある中で、過度の対応になっているということを気付かせていく仕組みが必要。
委員B	<p>函館は、警察や児相も含めてチャイルドファースト函館を作っている。定期的に勉強会、飲み会をやっているため、風通しがよく、非常にやりやすいという。</p> <p>小さくでも虐待とかの勉強会を始める予定だったが、コロナでできなかった。</p> <p>アウトリーチは大事だが、一緒にやってくれる人がいないと心細い。どこに繋がりたいかわからないが、どうにかしたい時のために、つながりを作っておきたい。警察、学校は人が変わるが、保健センターや医療は変わらないので、変わらない人を軸において、繋がっていけるような場面があったら良いと思う。</p>
委員A	<p>今日特によかったことは、家族支援だということがはっきりしたこと。全ての子どもが等しい機会を得て育っていくことも重要だが、もっと気楽に家族が助けを求めることができるようなこと自体が、ヤングケアラーの支援に役立つのかもしれない。</p> <p>学校教育では、シングルペアレントの家庭も増えたこともあり、家族の話題はアンタッチャブルな傾向になっているが、自分の家族を相対化することで、他の家と違うことに、声をあげても問題ないということを認識させるのも教育だと思う。他に通用しない家族の常識があり、それが深刻だったりすることもある。</p>
委員D	<p>就労の窓口相談をしているが、やはり中には引きこもりもいるので、ハローワークでは支援できないので、何か相談事案があったら岩見沢市であればrinkuに相談している。的外れかもしれないが、支援につながる場合もあるので、外れることを恐れず相談している。</p>
委員E	<p>専門家が繋がるのも大事だが、市民レベルで支えあう人達が、正しい知識で見守るという体制を作っていくのも大事。</p>
助言者C	<p>ヤングケアラーの内容は深いが、まずは知ってもらうということが大事。虐待通報と同じように、知ってもらうのが大事だと思う。</p> <p>人権擁護は、デートDVについて、中学校や高校で出前講座で知ってもらう取組をしている。予防策と結果をどうするかを両輪で進めていかないと、今後も改善されていかないと思う。</p>
委員B	<p>どうなったらどうするかを決めておかないと、ちゃんとした見守りにならない。学校でこうなったら、というのも一部の決めではある。</p>
部会長	<p>それではここまでということで、区切りたいと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。なお、次回会議は10月頃を予定しています。</p>
委員A	<p>10月は何をやる予定か。</p>
事務局	<p>今回のお話しを受け、案としてご提示できれば。</p>
委員A	<p>何か年とかあるのか。</p>
事務局	<p>何か年というわけではなく、できることから始めたいと考えています。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、専門部会を終了いたします。</p>